

I 背景

本市におけるH I V／エイズ発生動向は、依然として毎年1 0～2 0 人の新規H I V感染者及びエイズ患者の報告があり、1 0 年ほど横ばいで推移しています。最近5 年間（平成2 6 年から3 0 年）における報告の内訳としては、働く世代の2 0～4 0 歳代の男性が多く（約7 3 %）、男性同性間性的接触による感染は、全体の約5 6 %、新規H I V感染者の約8 4 %を占めています。

一方で、H I Vを取り巻く環境は大きく変化しました。医療の進歩で、多くの方は感染前と同じ生活を送ることができるようになり、さらにはウイルス量の抑制も可能となったことで、他人への感染も防げるようになりました。

しかし、これらの情報が正確に伝わっているとは言えず、H I V／エイズについては、有効な治療法が無く死に至る病であるとの認識にとどまっている場合が少なくありません。このため、全ての市民がH I V感染症・エイズに関して正確な知識を持ち、偏見及び差別を解消するとともに、自らの健康問題として捉えて、適切な感染予防行動につなげることが重要だと言えます。

また、H I V陽性者の寿命が大きく延伸したことで、高齢化や療養の長期化による新たな課題も発生しており、療養環境の整備等、支援体制の更なる充実が求められるようになってきています。

これらを踏まえ、現状に合わせて、令和2 年度以降の具体的取組について作成します。

II 令和2 年度以降の具体的取組

1 正しい知識とH I V陽性者の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進

(1) 広域的な普及啓発の推進

ア ホームページの充実

- 定期的なホームページを更新し、本市の発生動向・検査情報・相談窓口・エイズ対策事業等について情報提供する。
- 感染予防のための知識・人権に関する情報等必要な正しい情報が手軽に入手できるよう整備する。

イ チラシ・ポスター・リーフレット等資材の充実

- 公共機関、各種学校、青少年活動センター、関係機関等に、市民の関心を持続的に高めるため、継続的に検査情報等のチラシ配架やポスター掲示を実施する。
- 資材の作成に当たっては、H I V陽性者やN G O、関係機関等と連携し、より効果的な情報を盛り込んだものとする。

ウ 広報の活用

- H I V検査普及週間(6 月1 日～7 日)や世界エイズデー(1 2 月1 日)等にに合わせて市政広報及び市民しんぶん、市関係機関誌への掲載を積極的に行う。
- 関係機関の社内広報誌等への掲載を積極的に行う。

エ その他

- H I V感染症だけでなく、他の性感染症についても連携させた内容とする。
- 様々な機会を捉えて正しい知識を普及啓発していく。

(2) 青少年への教育の充実

ア 青少年に対する性教育※の拡充

- ※ ここでいう性教育とは、特にH I V／エイズ・性感染症に関するもの、それに関連したセクシュアリティ、人権についての教育を含む。以下同じ。
- H I V陽性者やN G O、教育委員会、関係機関等と連携し、小学校、中学校、高等学校、大学等において性教育を効果的に実施する。
 - 地域特性を踏まえたH I V／エイズ・性感染症に関する感染予防、性の多様性等についての情報発信を行うとともに関係機関等と連携し、地域に出向いて健康教室を行う等それぞれの地域特性に応じた効果的な事業を実施する。

イ 性教育担当職員への研修の実施

- 教員や本市担当職員が性教育を実施するに当たり、セクシュアリティの多様性等への理解を深められるよう有識者やH I V対策に取り組む関係機関等の協力のもと研修等を実施する。
- 教育現場で青少年から個別に相談を受ける、養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに対しても、研修や情報発信ができる体制を整備する。

ウ 性教育に使用する教材、資材の整備

- 教員や本市担当職員が性教育を実施するに当たり、集团的にも個別的にも活用できる、教材、資材を整備する。
- 青少年への効果的な啓発方法、資材をH I V陽性者やN G O、関係機関等と検討し、整備する。

(3) MSM（男性と性行為を行う男性）に対する啓発

ア ホームページ内容の充実

- 本市の実施する検査は、プライバシーに配慮し、セクシュアリティの多様性を理解したスタッフが対応する検査であることをPRする。

イ 性別・セクシュアリティに関わらず共通して使用できる資材の充実

- 一般的な啓発資材については、MSMの方も手に取りやすいよう、性別やセクシュアリティに関わらず使用できるものを、H I V陽性者やN G O、関係機関等と連携して作成する。
- MSMに特化した情報を求める方への啓発方法、資材をH I V陽性者やN G O、関係機関等と検討し、整備する。

(4) 外国人に対する啓発

ア ホームページの充実

- ・ ホームページについては、自動翻訳機能で外国語版に変換しても、分かりやすいよう簡易な日本語で作成する。

イ チラシ・リーフレット等資材の多言語対応

- ・ 多言語でチラシを作成し、国際交流会館・通訳派遣窓口・領事館等外国人の集まる施設等に配架する。
- ・ 日本語チラシへも一部英語等を使用し、内容が伝わるよう記載方法を工夫する。
- ・ 相談や検査時の指導等に対応できるよう、英語版の検査帳票類を作成する。また、関係機関等の作成した多言語のリーフレットを活用する。

(5) 企業に対する啓発

○ 偏見・差別を解消し安心して働くことのできる環境整備

- ・ 関係機関等や産業医と連携して、H I V／エイズに係る情報提供や感染予防に関する正しい知識と認識を持てるような働きかけを行う。
特に、人事・労務担当部署の理解を得られるようH I V／エイズに係る情報発信に努める。

(6) 関係機関等に対する啓発

○ 講演会等の実施

- ・ 市民やH I V陽性者、N G O、関係機関等と協働して、出前講座やパネル展示等を実施し、広く普及啓発を図る。
- ・ 本市の各地域の担当職員は、地域特性を考慮した普及啓発の取組をH I V陽性者やN G O、関係機関等と連携して展開する。

2 相談体制、関係機関連携の充実及び人材育成

(1) 相談体制及び人材育成の強化

ア 関係機関等との連携の強化

- ・ 保健・医療・福祉サービスの提供等が滞りなく実施されるようH I V陽性者やN G O、関係機関等との連携を強化する。
- ・ 地域のH I V陽性者やN G O、関係機関等と、定期的に情報・意見交換を行い協力関係の構築に努める。

イ 本市担当職員（医師、保健師、看護師等）への研修機会の充実

- ・ 発生动向や感染予防等の知識のみならず、人権やセクシュアリティの多様性を理解したうえで対象者を支援できるよう幅広い研修を実施する。
- ・ 青少年への性教育及び感染者の療養支援に関する研修を実施する。

(2) 検査時における相談体制の強化

ア 検査前後の相談、説明の充実

- ・ 検査時の相談を、行動変容を促す機会として位置付け、検査前後には十分な相談及び検査に関する説明を実施する。
- ・ 検査前後のアンケートの集計、分析により、実態に即した相談対応を実施する。

イ 検査後の継続した支援の強化

- ・ 検査後において、希望する者には継続して相談を実施し、特にH I V陽性者については、早期治療・発症予防の重要性の認識を得るとともに、エイズ治療拠点病院等の医療機関に確実に受診できるよう受診までのコーディネート、継続した相談の実施、H I V陽性者やN G O、関係機関等への紹介等の支援を行う。

ウ H I V陽性診断後の受診把握

- ・ 本市担当職員は、H I V陽性者が確実に受診につながったか把握できるよう医療機関と連携を図る。

(3) 確実な結果通知

○ 各検査所における結果通知率の分析の実施

- ・ 各検査場において結果通知率等を評価し、課題を抽出し対策を実施する。

3 市民が受けやすい検査体制の整備

(1) プライバシー保護の徹底

○ 検査相談時のプライバシー保護の徹底

- ・ 検査・相談時には、他に情報が漏れることのないよう情報管理を徹底する。
- ・ 待合室等受検者に配慮した環境・設営となるよう工夫する。

(2) 利便性の高い場所及び時間帯に配慮した検査の充実

ア 検査体制の整備

- ・ 利用者のニーズに合わせ、夜間・休日も含めた受検しやすい曜日、時間帯、検査項目、検査方法、頻度等を考慮した検査を実施する。

イ 臨時検査の充実

- ・ H I V検査普及週間や世界エイズデー等全国的に啓発を実施する期間に合わせた検査を充実する。
- ・ 地域特性を考慮した検査や対象を限定した検査等工夫する。

ウ 個別施策層の利用率の高い検査の充実

- ・ 検査時のアンケートから、個別施策層（特にMSM・青少年・外国人）が受検しやすい検査体制（実施場所、実施曜日、時間帯、検査項目等）を検討し、充実する。

(3) HIV以外の性感染症とも連動した検査の実施

○ HIV以外の性感染症検査の充実

- ・ HIV以外の性感染症検査についても、受検しやすい曜日、時間帯、検査項目等工夫する。
- ・ 梅毒の罹患率が急激に高くなっている若年層・女性が受検しやすい方法を検討する。

(4) 外国人受検者への対応の充実

ア 検査時通訳の確保

- ・ 検査予約及び受検時に、外国人が自国語で受検できるよう体制を作る。

イ チラシ・リーフレット等資料の多言語対応

- ・ 事前に通訳を確保することが難しい検査等の実施においては、多言語化された帳票類・チラシ・リーフレット等を活用する。

4 HIV陽性者が安心して療養できる体制の整備

(1) 医療ネットワークの強化

ア 京都府、エイズ治療拠点病院、京都府医師会、京都府歯科医師会等との連携

- ・ 京都市HIV感染症対策有識者会議等において、情報交換することで連携を強化し、HIV陽性者の療養体制の充実を図る。

イ HIV陽性者がエイズ治療拠点病院以外でも選択して医療を受けられる環境づくりの推進

- ・ HIV以外の治療を、エイズ治療拠点病院以外の医療機関※で受診できるよう、様々な機会を通して医療機関に対して情報発信を行い、HIV陽性者が受診できる医療機関が増加するよう、啓発・教育に努める。

※ HIV陽性者が、エイズ以外の治療で受診を必要とする診療科目（例）

歯 科…免疫機能の低下や抗HIV薬の副作用によって引き起こされる、口腔疾患（う歯・歯周疾患等）への治療のため。

透析施設…療養期間の長期化に伴って合併する慢性疾患のうち、糖尿病は、病状の進行により腎機能が低下し、継続的かつ頻回な人工透析が必要となる場合があるため。

精神科…HIV陽性者が抱える心理社会的問題等による気分障害、不安障害、物質関連障害及びHIVに関連した認知機能障害に対応するため。

一般内科等…一般的な内科系の疾患の治療のため。

(2) 地域療養支援体制の充実

○ 関係機関連携の充実

- ・ HIV陽性者が抱える生活上の問題に対する相談や心理面での支援を、HIV陽性者やNGO、関係機関等と連携して相談窓口やグループミーティングの紹介等を実施する。

- ・ 地域療養を支える介護サービス事業所等に対して、情報発信を行い、HIV／エイズに対する正しい認識を持てるよう啓発に努めるとともに、必要時にサービス事業所間の調整を行う。
- ・ 保健・医療・福祉分野等の関係機関が情報交換できる機会を確保する。

(3) 外国人に対する受診時の言語的支援の充実

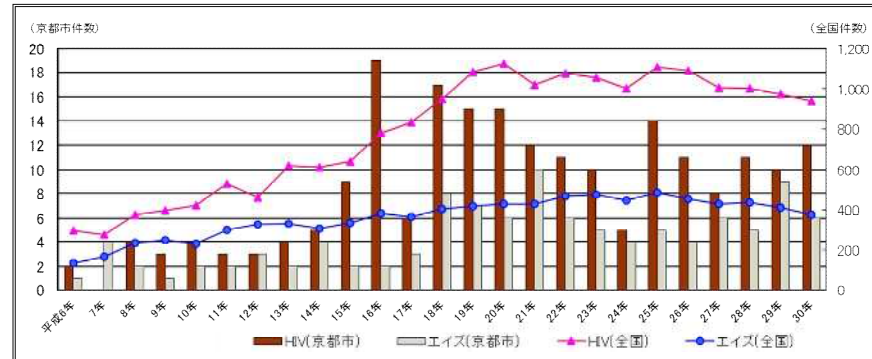
○ 社会資源の活用

- ・ 利用可能な制度の紹介や関係機関、NGO等との連携により自国語での受診を支援するよう努める。

参考資料

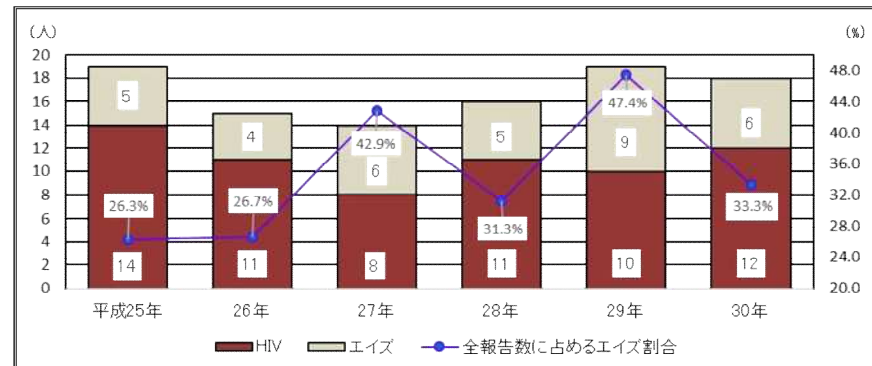
1-1 HIV／エイズ報告数（京都市・全国）

		平成6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
京都市	HIV	2	0	4	3	4	3	3	4	5	9	19	6	17	15	15	12	11	10	5	14	11	8	11	10	12
	エイズ	1	4	2	1	2	2	3	2	4	2	2	3	8	7	6	10	6	5	4	5	4	6	5	9	6
全国	HIV	298	277	376	397	422	530	462	621	614	640	780	832	952	1,082	1,126	1,021	1,075	1,056	1,002	1,106	1,091	1,006	1,003	976	940
	エイズ	136	169	234	250	231	301	329	332	308	336	385	367	406	418	431	431	469	473	447	484	455	428	437	413	377



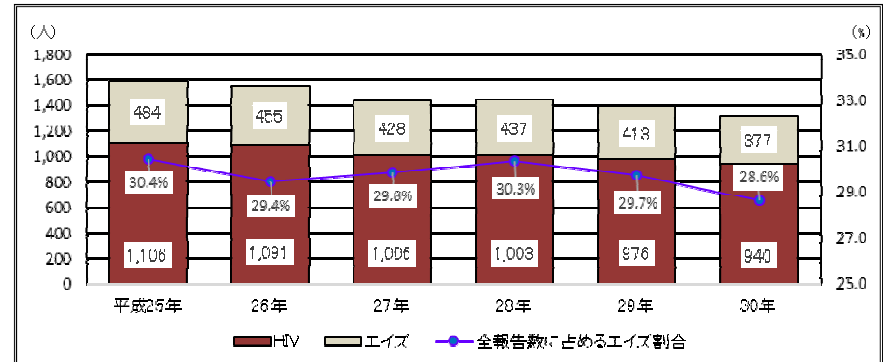
1-2 HIV／エイズ報告数と全報告数に占めるエイズ割合（京都市）

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年
HIV	14	11	8	11	10	12
エイズ	5	4	6	5	9	6
全報告数に占めるエイズ割合	26.3%	26.7%	42.9%	31.3%	47.4%	33.3%



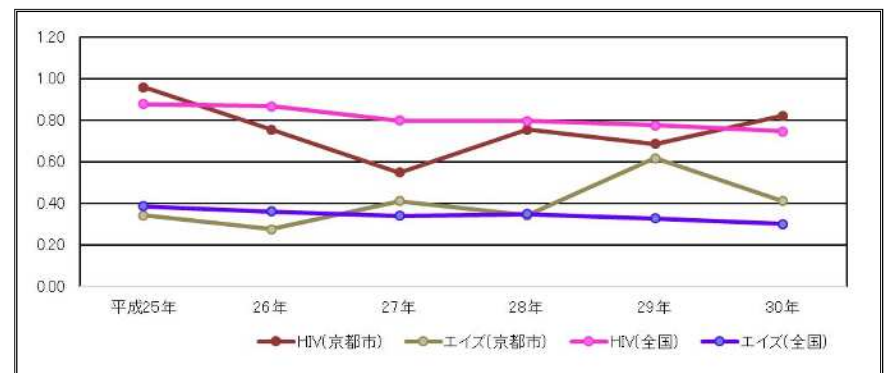
1-3 HIV／エイズ報告数と全報告数に占めるエイズ割合（全国）

	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年
HIV	1,106	1,091	1,006	1,003	976	940
エイズ	484	455	428	437	413	377
全報告数に占めるエイズ割合	30.4%	29.4%	29.8%	30.3%	29.7%	28.6%

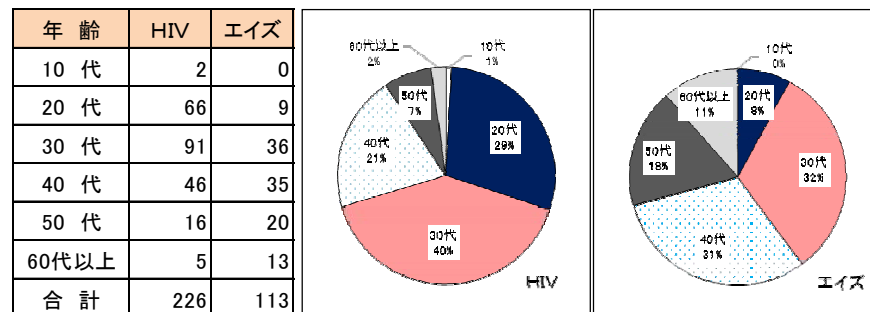


2 HIV／エイズ報告数の推移（人口10万人対）

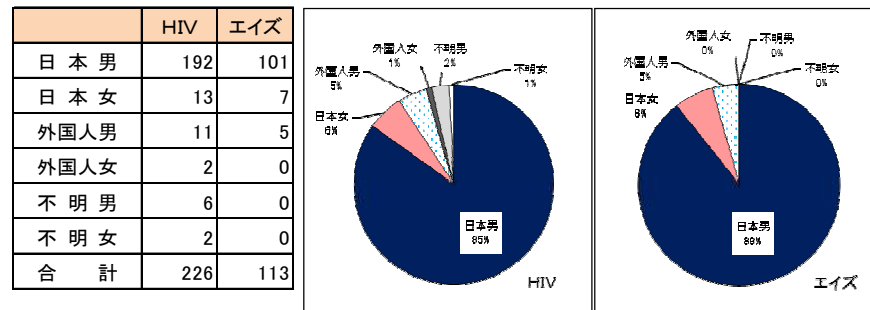
		平成25年	26年	27年	28年	29年	30年
京都市	HIV	0.96	0.75	0.55	0.75	0.68	0.82
	エイズ	0.34	0.27	0.41	0.34	0.62	0.41
全国	HIV	0.88	0.87	0.80	0.80	0.77	0.75
	エイズ	0.38	0.36	0.34	0.35	0.33	0.30



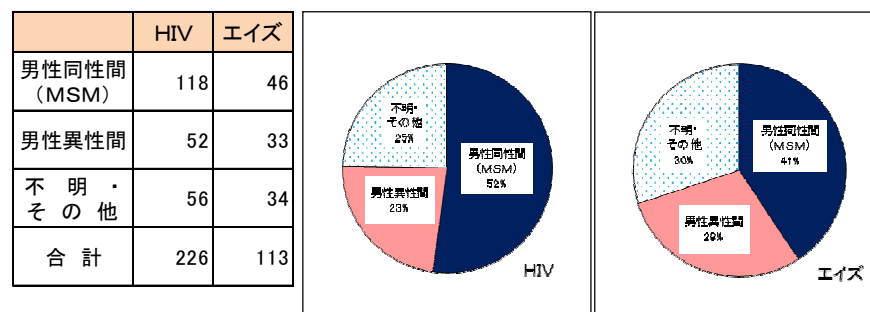
3-1 京都市の新規HIV／エイズ報告数 年齢別累計（平成30年末時点）



3-2 京都市の新規HIV／エイズ報告数 国籍・性別累計（平成30年末時点）

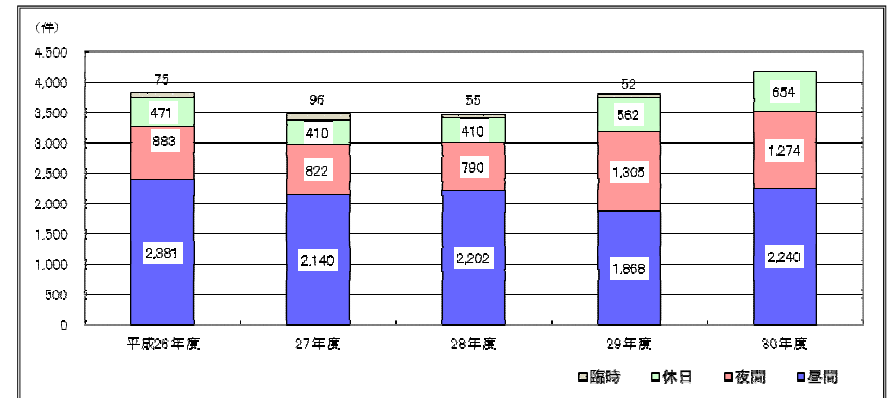


3-3 京都市の新規HIV／エイズ報告数に占めるMSM割合（平成25年～30年）



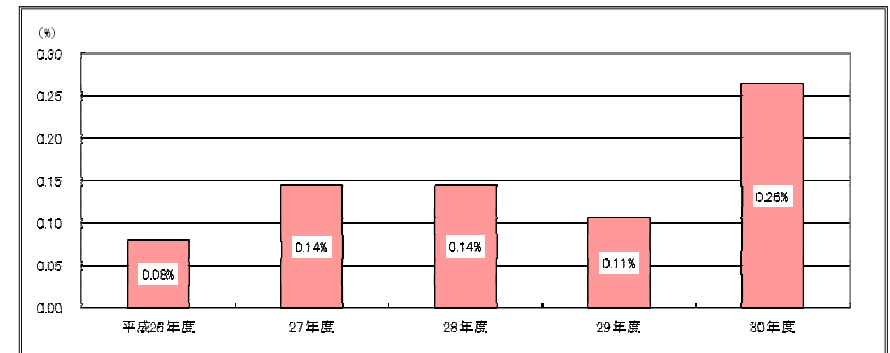
4-1 京都市のHIV検査件数推移

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
昼 間	2,381	2,140	2,202	1,868	2,240
夜 間	883	822	790	1,305	1,274
休 日	471	410	410	562	654
臨 時	75	96	55	52	0
合 計	3,810	3,468	3,457	3,787	4,168



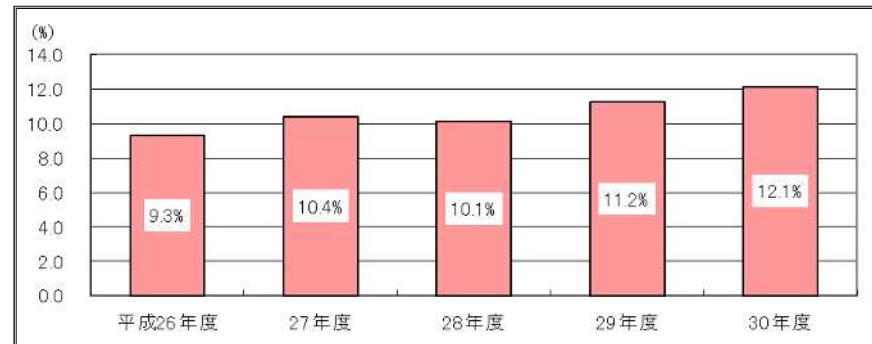
4-2 京都市のHIV検査陽性率

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
合 計	3,810	3,468	3,457	3,787	4,168
陽 性 者 数	3	5	5	4	11
陽 性 率	0.08%	0.14%	0.14%	0.11%	0.26%



5-1 京都市のHIV検査において性的接触を受検動機とした者のうちのMSMの割合

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
性的感染を心配する受検者	3,163	2,896	2,852	3,273	3,663
M S M	295	301	288	368	445
割合	9.3%	10.4%	10.1%	11.2%	12.1%



5-2 京都市のHIV検査における外国人の割合

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
日本・不詳	3,629	3,275	3,232	3,557	3,864
割合	95.2%	94.4%	93.5%	93.9%	92.7%
外国人	181	193	225	230	304
割合	4.8%	5.6%	6.5%	6.1%	7.3%

